○柳井地域広域水道企業団職員の定年等に関する条例

昭和６０年３月４日
条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項及び第２項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年による退職）

第２条　職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の３月３１日に退職する。

（定年）

第３条　職員の定年は、年齢６５年とする。

（準用）

第４条　この条例に定めるもののほか、職員の定年等に関し必要な事項については、柳井市職員の定年等に関する条例（平成１７年柳井市条例第２８号）の規定の例による。この場合において、「市長」とあるのは「企業長」と、「柳井市一般職の職員の給与に関する条例（平成１７年柳井市条例第４３号）第１５条の２に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（これらの職のうち診療所等において医療業務に従事する医師を除く。）」とあるのは「柳井地域広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５８年柳井地域広域水道企業団条例第７号）第１０条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

この条例は、昭和６０年３月３１日から施行する。

附　則（平成１７年２月２１日条例第２号）

この条例は、平成１７年２月２１日から施行する。

附　則（令和５年３月１日条例第５号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１２月２７日条例第２３号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。